

声明－平成29年（不）第43号近畿大学事件の救済命令書交付

近畿大学教職員組合
令和元年11月29日

近畿大学教職員組合（本組合）は、令和元年11月28日、平成29年（不）第43号近畿大学事件について大阪府労働委員会が本組合の主張の一部を認めた救済命令書を交付したことを評価する。学校法人近畿大学は、教職員や学生と真に向き合おうとしない独善的経営を行っており、本件のほかにも多数の民事訴訟や不当労働行為救済申立が係属している。本組合は本件を通じ学校法人近畿大学が真摯に反省し経営体制を抜本的に改善するよう期待する。

本件命令では、長年の労使慣行で行われてきた所属学部や学校毎に行われる「分会交渉」が団体交渉に当たることが認められた。学校法人近畿大学は平成25年頃から突如として分会交渉に応じなくなったため、本組合が救済申立を行ったものである。また、組合との協議を経ず東大阪キャンパスの組合掲示板を撤去しその後設置しなかったことも違法な不当労働行為であると認められた。

いずれの判断も、組合との協議を経ないで一方的に行った法人の独善的判断が違法であると認定されていることが共通している。法人は従前の労使関係を無視して組合弱体化を図り、教職員の声を無視した独善的な経営を強行している。速やかに分会交渉に応じ、組合と協議の上掲示板を設置するよう強く求める。

他方で、本件命令は組合事務職員に東大阪キャンパス1号館への入館証を交付しないことが不当労働行為であるとは認めなかった。しかし、法人が突如として導入した入館証によるセキュリティ強化は従前自由に往来できた事務職員と組合との交流を遮断する目的を有することは明らかであり、大阪府労働委員会がこの点について組合側の主張を認めなかったことは残念である。

以上